

2013年2月25日

さいたま市食品安全推進課 御中

埼玉県消費者団体連絡会
代表幹事 柿沼トミ子
代表幹事 加藤ユリ
代表幹事 伊藤恭一

「平成25年度 さいたま市食品衛生監視指導計画」 作成にあたっての要望書

日頃より、さいたま市における食品の安全確保対策のためにご尽力されていることに対し、心から敬意を表するものです。また、食の安全基本方針に基づく施策を積極的に実施するとともに、毎年食品衛生監視指導計画を策定し、食品関連施設等への監視指導等を実施し、市民の食の安全確保にむけてのご努力に敬意を表します。

昨年に引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による食品汚染や、肉の生食・加熱不足、また、ノロウイルス等による食中毒など多くの消費者は不安に思っております。消費者の健康を守り、不安を解消するための更なるご努力をお願いするところです。

このような中、作成されました平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）については、食品衛生法第24条に従い作成されています。また、同法64条2項では「計画作成時には必要事項を公表し広く住民の意見を求めなければならない」旨、定められているところから、今回の意見募集は同法に従った手続きだと認識し、下のように要望書としてとりまとめましたのでよろしくお願い申し上げます。

記

1. P.5 (3) 生食用食肉等の提供施設の監視指導

牛肉を生食用として加工、販売、提供する施設の監視指導については評価し、徹底を求めます。さらに、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜（鳥、豚等）の肉・内臓の生食についても、施設の把握に努めるとともに消費者へこれらの食肉等を提供しないよう指導を求めます。

2. P.7 (1) 主な検査の内容

①放射性物質の検査においては、その結果を広く・わかりやすく・速やかに消費者に知らせることが重要だと考えられます。今まで以上に関係部署と連携し、より広

範囲で、多様に、あらゆる可能性を考慮して検査してください。そして、その結果をわかりやすく、速やかに広報してください。

②消費者が食品を選ぶ際、大きな目安になるのが食品表示です。流通している食品に、産地や畜種などの情報が適正に表示されているかどうか、ぜひDNA検査なども含め検査をしてください。国産・輸入食品に関わらず、偽装表示問題は後を絶ちません。

3. P. 8 (2) 収去等検査計画

①平成24年度計画(案)に寄せられた意見に対して、遺伝子組み換え食品以外の埼玉県及び川越市との情報共有による同一食品の重複検査を防止するのは難しい状況だと回答をいただきました。しかし、効果的で効率的な収去検査を行うために、情報共有や連携を今まで以上に力を入れてください。食の安心に対する信頼性を増すには、多くの品目・項目で確実に検査が行われていることを消費者が認識することだと考えます。そのためにも、無駄のない効率的な検査をお願いします。

②検体数・検査項目数ともに、平成23年度実施結果と比較し増加しています。特に、放射性物質の検査は大幅に増加し、食品の安全性確保の面から積極的に評価いたします。昨年に引き続き、さいたま市が積極的に施策を推進していることを市民に伝えアピールしてください。

③この表では、国産食品なのか輸入食品なのかわかりません。「実施結果」で示されている表のように区別された表を載せてください。

④輸入食品においては、食品添加物や放射性物質検査、放射線照射の検知検査の必要性があると考えます。近年、野菜などの輸入がたいへん増加しており、さいたま市でも流通しているものについて検査に力を入れてください。また、日本に輸出している国の情報収集を積極的に努めてください。

4. P. 9 3 牛等のと畜検査等

牛の検査については、検討しなければならないことや判断しなければならないことなど、今後増えてくることだろうと予想されます。BSEスクリーニング検査や特定危険部位の除去など、市民にもう少し詳しく伝えるための文章を加えてください。心配している市民は多いと思います。

5. P. 10 V 食品等事業者の食品表示の適正化の推進

食品等事業者及び食品衛生責任者の資質向上に努めていることはたい

へん心強いことです。それに加えて、食品事業者に食物アレルギーについての学習の機会を設けることも提案します。食物アレルギーをもつ人やその家族にとって、安全で安心した食生活を送るためには、営業者の正しい理解が欠かせないと考えます。

6. P. 11 5 食品事業者やボランティアに対する食品衛生講習会の開催

平成24年度計画（案）に寄せられた意見に対しての市の考え方で、高齢者向け配食サービスを行っているボランティア団体等に対して衛生指導・助言を行っているということが述べられていました。今回の計画案では、「資質の向上を図る」と記述がありましたが、指導や助言だけでなく監視指導を行った方がよいのではないのでしょうか。もし、行っているのであれば、そのことを明記してください。対象が高齢者であることから注意が必要だと考えます。

7. P. 11 VII 市民への情報提供

①最新の食品衛生情報や食品等による危害発生防止、食品中の放射性物質の検査結果等の情報を、ホームページなどの電子媒体を活用し発信するのは適切な判断だと思います。しかし、緊急性を要するもの、広範囲に情報の提供が必要だと考えられる場合は、公の責任において、特別な体制で、スピード感とあらゆる可能性を考慮した情報提供を求めます。食の問題は、命にかかわることもあります。迅速で、しかも広範囲な情報発信を視野に入れた工夫をお願いします。

②埼玉県内には、埼玉県、さいたま市、川越市とそれぞれ監視指導の区域があります。しかし、様々な食品がいろいろなところに運ばれ、また、人々も近隣へ移動し日常生活を送っています。そこで、さいたま市でも埼玉県、川越市とともに連携体制を強め、情報の共有を行い、県内全体が見えるような広報を行ってほしいと思います。

以上

埼玉県消費者団体連絡会

所在地：さいたま市浦和区岸町7-11-5

電話：048-844-8971

F a x : 048-844-8973